

## 政府の緊急事態宣言に対する営業対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りまして厚く御礼申し上げます。  
昨日、政府は改正インフルエンザ特別措置法（通称：新型コロナ特措法）に基づき「緊急事態宣言」を発令しました。  
この状況を受け、お客様および弊社社員の健康と安全を第一に考え、指定地域となりました営業所を対象に、下記の感染予防策を実施いたします。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

**【期間】** 2020年4月8日(水) ～ 5月6日(水)

※期間については状況を鑑みて随時変更させていただく場合がございます。

**【対象エリア】** 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、大阪府、福岡県

#### **【業務体制】**

##### **営業** 外勤営業

- ・対象営業所の営業マンにおいて、社内勤務及び、一定数在宅勤務による営業活動を行います。社内勤務営業マンは可能な限り外出を控え、事務所内勤務による営業活動を行います。
- ・お客様との面談やお打合せについては、可能な限り電話やメールなどを活用した業務を基本とさせていただきます。
- ・上記営業活動においても、可能な限り従来通りの業務を行うよう努めます。

##### **FS** 内勤事務

- ・各営業所 FS（内勤事務）も営業と同様に出勤日を調整し、且つ時差出勤を行います。また、時差出勤に伴う受発注業務の対応につきましては、各営業所にて逐次調整し、滞りなく業務を行うよう努めます。

その他営業所につきましては、すで実施しております時差出勤を引き続き行い、マスクの着用、手洗い、うがいの励行に努め、感染防止を徹底してまいります。

なお、各仕入先様の対応状況（営業時間、納期など）に応じて、ご案内申し上げます。

以上